

# 社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員育児休業規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員（以下「職員」という。）の育児休業等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業の対象者)

第2条 育児休業をすることができる職員は、育児のために休業することを希望する職員であって、当該職員の1歳に満たない子と同居し、養育するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。

(1) 雇用期間が1年に満たない職員

(2) 育児休業を請求するときに、1年以内で退職することが明らかな職員

(3) 所定労働日数が1週に2日以内の職員

3 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次のいずれかの事情がある場合に限り、子の1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。ただし、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳の誕生日に限るものとする。

(1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

(2) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(育児休業の承認の請求)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業（部分休業）承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1か月前までに行うものとする。

なお承認の請求は、配偶者の死亡と特別な事情を除き、一子について一回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、一回とは見なさない。

2 会長は、育児休業の承認の請求について、その理由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 会長は、育児休業（部分休業）承認請求書が提出されたときは、速やかに当該請求した職員に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

(育児休業の撤回)

第4条 前条第1項の請求を行った者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業(部分休業)撤回届を提出することにより、当該請求の撤回をすることができる。

2 育児休業の請求の撤回を行った者は、特別の事情がない限り同一の子については再度の請求をすることはできない。ただし休業の申出を撤回した者であっても、第2条3項に基く休業の請求をすることができる。

3 休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により請求を行った者が当該請求に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の請求はされなかったものとみなす。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(2) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合

(3) 育児休業に係る子が死亡した場合

(4) 育児休業に係る子と離縁した場合

(5) 育児休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届により行うものとする。

(育児休業の期間等)

第6条 育児休業の期間は、育児休業に係る子が1歳に達する日まで(第2条第3項に基づく育児休業の場合は子が1歳6か月、部分休業の場合は3歳に達するまで)を限度として育児休業(部分休業)承認請求書に記載された期間とする。ただし職員の配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合に、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休養期間と育児休業の期間の合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、会長は育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行なうことができる。

3 職員は、育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日の繰上変更及び休業終了予定日の繰下変更を行うことができる。

4 職員は、前項の変更を希望するときは、書面で理由を付して会長に承認の請求を行うものとする。

5 次の各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 前条第1項第1号、第3号、第4号および第5号に規定する届出事項が発生したとき その発生日

(2) 産前産後の休養、介護休業又は新たな育児休業期間が始まったとき 産前産後の休養、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(給与等の取扱い)

第7条 育児休業の期間については、基本給その他の月ごとに支払われる給与は支給しない。

2 期末手当については、それぞれの基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の算定対象期間において勤務した期間がある場合支給する。その算定対象期間に育児休業の期間が含まれるときは、その期間の2分の1を勤務したものとして計算した額を支給する。なお、勤勉手当については、支給しない。

3 退職手当の算定に当たっては、育児休業の期間を勤務したものとして勤続年数を計算する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給等を調整することができる。

(社会保険の取扱い)

第8条 育児休業をする者は、育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分の免除を受けるため、会長に「健康保険・厚生年金保険育児休業保険料免除申出書」を提出するものとする。

(復職後の取扱い)

第9条 育児休業後の勤務は、原則として、休業直前の職場で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人の希望があるとき及び組織の変更その他やむを得ない事情があるときは、変更を行うことができる。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇付与日数の算定に当たっては、育児休業の期間を勤務したものとみなす。

(部分休業)

第11条 3歳に満たない子を養育する職員は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（職員就業規程の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について30分を合計単位として部分休業をすることができる（最小単位は15分とする）。ただし、部分休業を請求する回数は第3条第1項なお書きおよび第4条第2項の限りではない。

2 部分休業の手続については、育児休業の手続を準用する。

3 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与・旅費規程第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

4 期末手当及び勤勉手当については、その算定対象期間に部分休業の期間が含まれるときは、その期間に応じて減額を行うものとする。

5 退職手当及び定期昇給の算定に当たっては、部分休業の期間を勤務したものとみなす。

(その他)

第12条 その他、この規程に定めのない事項については、法令に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成25年3月28日の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

3 平成26年11月26日の一部改正は、平成26年12月1日から施行する。

平成17年4月1日 制 定

平成19年9月18日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成25年3月28日 一部改正

平成26年5月28日 一部改正